

第4節 成績の認定

第10条O 科目毎の単位認定は、次の条件を以って、単位認定会議、進級認定会議、卒業認定会議において学校長が行う。

- (1) 各学科で定めた出席率以上の出席であること
 - (2) 定期試験、特別定期試験、及び追試験の採点が合格点以上であること
 - (3) 第10条Aについて問題がなかったこと
- 2 規定された単位修得によって、進級及び卒業を認定する。
 - 3 定期試験、又は特別定期試験を受験した科目の判定は「秀、優、良、可、不可」とする。
 - 4 追試験を受験した科目の判定は「可、不可」とする。

(進級認定) 「卒業認定は第21条を参照」

第10条P 認定は、進級認定会議において学校長が行う。

- 2 認定の要件は次のとおりとする。
 - (1) 学費が全額納入済みであること（本章の5節6節）
 - (2) 各学科が定める単位を修得済みであること
- 3 進級が認定された学生は、開成公用掲示板に学籍番号を掲示する。

(原級留置)

第10条Q 前条2項(2)の要件に1単位でも足りない学生は、原級留置とし、当該学年を再履修しなければならない。

- 2 原級留置となった時は、当該学年の単位の認定を留保し、その学年の全ての授業科目を再履修しなければならない。
- 3 再履修した授業科目のうち、単位認定を受けられない科目が、前年に単位認定を受けた科目のうち40%の単位までは、学年末の進級認定会議において学校長が認定できる。

第5節 工業学科の単位認定

(工業学科の成績判定基準)

第10条U 各期の定期試験の点数と出席率で示した次の表に従って判定する。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (1) 秀 | 授業科目の試験が95点以上の者で、出席率95%以上の者 |
| (2) 優 | 授業科目の試験が80点以上の者で、出席率85%以上の者 |
| (3) 良 | 授業科目の試験が70点以上の者で、出席率85%以上の者 |
| (4) 可 | 授業科目の試験が60点以上の者で、出席率85%以上の者 |
| (5) 不可 | 授業科目の試験が60点未満の者、又は、出席率85%未満の者 |

(工業学科の進級に要する単位数)

第10条V システム開発科の進級要件は以下のとおりとする。

- (1) 1年次の習得単位が33単位以上かつ授業時数が723時間以上であること
- 2 高度システム開発科の進級の要件は以下のとおりとする。
 - (1) 1年次の習得単位が33単位以上で、授業時数が723時間以上であること
 - (2) 2年次の合計習得単位が66単位以上で、授業時数が1446時間以上であること
 - (3) 3年次の合計習得単位が99単位以上で、授業時数が2169時間以上であること

第2節 工業学科の卒業認定

(工業学科の検定ポイントの付与と報告義務)

第21条B 検定試験を受験した場合、その結果を直ちに教員に報告し、検定ポイントの認定を受けなければならない。

(工業学科の卒業認定)

第21条C 卒業の認定は、学年末の卒業認定会議において学校長が認定する。

- 2 卒業の要件は次のとおりとする。
 - (1) システム開発科は、以下の要件を満たした者を卒業とする
 - ① 2年間の修得単位が、66単位以上かつ授業時数が1446時間以上であること
 - ② 検定を9ポイント以上取得していること(※各検定ポイントは別表に定める)
 - ③ 学費が当年度の2月15日までに完納されていること
 - (2) 高度システム開発科については、以下の要件を満たした者を卒業とする
 - ① 4年間の修得単位が、132単位以上かつ授業時数が2169時間以上であること
 - ② 検定を9ポイント以上取得していること(※各検定ポイントは別表に定める)
 - ③ 学費が当年度の2月15日までに完納されていること

(工業学科の称号付与)

第21条D 卒業者には卒業証書を与え、次の称号を付与する。

- (1) 高度システム開発科(4年制)は、高度専門士、職業実践専門課程
- (2) システム開発科(2年制)は、専門士、職業実践専門課程